

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後						
規定名称				ダイナースクラブ リワードプログラム利用規定	三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定						
1	1	1	1	1.本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約及びSuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「規約等」といいます。)の語句の定義と同様とします。	1.本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約及びSuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。						
1	2	1	2	2.本規定に定めのない事項については、規約等を準用するものとし、 <u>会員規約上の「当社」を「ダイナース」と読み替えるもの</u> とします。	2.本規定に定めのない事項については、規約等を準用するものとします。						
2	—	2	—	本規定は、 <u>ダイナースが実施する、カード利用代金に応じてダイナースクラブ リワードポイント(以下「ポイント」という)を会員に付与する制度(以下「ダイナースクラブ リワードプログラム」といいます。)</u> について、適用条件等を定めるものです。なお、ダイナースグローバルマイレージやダイナースが発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。	本規定は、 <u>三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び SuMi TRUST CLUB リワードプログラム(以下「リワードプログラム」という)で獲得したリワードポイント(以下「ポイント」という)を利用したサービスについて、適用条件等を定めるものです。</u> なお、ダイナースグローバルマイレージや当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。						
3	—	3	—	<u>ダイナースクラブ リワードプログラムの対象となる会員は、本会員及びコーポレート会員(以下併せて「対象会員」といいます。)</u> とします。ただし、 <u>コーポレート会員への適用の可否は、法人との契約によりダイナースが決定するものとし、適用とする場合は第6条の方法により、当該カード使用者に通知します。</u>	リワードプログラムの対象となる会員は、本会員、基本会員、及びコーポレートカード会員(以下併せて「対象会員」という)とします。ただし、 <u>コーポレートカード会員への適用の可否は、法人との契約により当社が決定するものとし、適用とする場合は第7条の方法により、対象会員はポイントを確認できます。</u>						
4	1	4	1	1.ダイナースは、対象会員のカード利用代金合計について、 <u>ダイナースが別に定める方法によりポイント換算のうえ対象会員に付与します。</u>	1.当社は、次の方法により、対象会員のカード利用代金をカード利用単位でポイントに換算します。 (カードのご利用分からポイントへの換算方法) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>換算率</th> <th>端数扱い</th> <th>ポイント加算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カード利用代金 (カード利用単位 で)100円につき 1ポイント</td> <td>100円未満の端 数は切捨て</td> <td>加盟店等から受 領したカード利用 代金のデータ処 理日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社が指定する特定の加盟店については、カード利用代金200円につき1ポイントに換算する場合があります。 ※一部のカードについては、別の定めにより上記とは異なる換算率が適用されます。</p>	換算率	端数扱い	ポイント加算日	カード利用代金 (カード利用単位 で)100円につき 1ポイント	100円未満の端 数は切捨て	加盟店等から受 領したカード利用 代金のデータ処 理日
換算率	端数扱い	ポイント加算日									
カード利用代金 (カード利用単位 で)100円につき 1ポイント	100円未満の端 数は切捨て	加盟店等から受 領したカード利用 代金のデータ処 理日									
4	2	4	2	家族会員のカード利用代金については、 <u>本会員のカード利用代金と合算のうえポイントに換算し、本会員にポイントを付与します。</u> なお、ビジネス・アカウント会員については、 <u>ビジネス・アカウントカード利用代金をポイントに換算し、当該ビジネス・アカウント会員にポイントを付与します。</u> また、コーポレート会員については、 <u>カード使用者ごとにカード利用代金をポイントに換算し、当該カード使用者にポイントを付与します。</u>	2.家族会員または追加会員のカード利用代金分のポイントについては、 <u>本会員または基本会員へ加算します。</u>						
—	—	4	3	新規項番追加	3.ダイナースクラブカードの場合、付帯カードであるビジネス・アカウントカードでのカード利用代金分のポイントについては、 <u>当該ビジネス・アカウントカードにポイントを加算します。</u> また、コーポレートカードについては、 <u>原則としてカード使用者ごとのカード利用代金をポイントに換算します。</u>						
4	3	4	4	3.本条第1項にかかわらず、以下の代金についてはポイント換算の対象から除外するものとします。	4.本条第1項、2項及び3項にかかわらず、以下の代金についてはポイント換算の対象から除外するものとします。						
4	3(3)	4	4(3)	(3)キャッシングサービスの利用代金及び各種ローンの弁済金	(3)金融サービスの借入金額・返済金・利息・手数料						
4	3(4)	4	—	(4)キャッシングサービス及び各種ローンの利息・手数料	削除						
4	3(5)	4	4(4)	新規項番の追加に伴う項番変更							

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
4	—	4	<u>4(5)</u>	新規項番追加	(5)分割払手数料
4	<u>3(6)</u>	4	<u>4(6)</u>	(6)ダイナースが定めた特定加盟店のカード利用代金	(6)当社が定めた特定加盟店のカード利用代金
4	—	4	<u>4(7)</u>	新規項番追加	(7)遅延損害金
<u>4</u>	<u>4</u>	—	—	<u>4.一回払いについては、利用額をもってポイントに換算するものとします。リボルビング払いについては、現金価格(利用額)をもってポイントに換算するものとし、その弁済金については前項の定めによるものとします。ボーナス一括払いについては、当該支払分の請求時の金額をもってポイントに換算するものとします。</u>	削除
4	5	4	5	5.対象会員が購入を取り消した場合等、ポイントへの換算後にカード利用代金の増減が発生した場合には、これに応じてポイント数も増減するものとし、又、カード利用代金の割引、ダイナースクラブ リワードプログラム、その他の会員向けサービス、キャンペーンに基づくキャッシュバックや、合理的理由によるカード利用金額の調整等により、 <u>ポイントへの換算前にカード利用代金の金額に増減が生じた場合、当社の定める方法により当該調整後のカード利用代金に対してポイントを付与する場合がありますことを会員はあらかじめ承諾します。</u>	5.対象会員が購入を取り消した場合等、ポイントへの換算後にカード利用代金の増減が発生した場合には、これに応じてポイント数も増減するものとし、又、カード利用代金の割引、リワードプログラム、その他の会員向けサービス、キャンペーンに基づくキャッシュバックや、合理的理由によるカード利用金額の調整等により、 <u>カード利用代金の金額に増減が生じた場合も同様とします。</u>
4	6	4	6	6.対象会員が支払日に利用代金(リボルビング払いの弁済金を含む)の支払いを怠った場合は、一旦付与された当該ポイントを取り消すことがあります。	6.対象会員が支払日にカード利用代金の支払いを怠った場合、 <u>当社は一旦加算された当該ポイントを取り消すことがあります。</u>
5	1	5	1	1.前条の定めにかかわらず、ダイナースはその営業施策により、会員に特別なポイント(以下「ボーナスポイント」といいます。)を付与することがあります。	1.前条の定めにかかわらず、 <u>当社は</u> その営業施策により、会員に特別なポイント(以下「ボーナスポイント」という)を <u>加算</u> することがあります。
5	2	5	2	2.ボーナスポイントの対象となる会員、ポイント数、付与の条件等については、その都度ダイナースが任意に定めるものとします。	2.ボーナスポイントの対象となる会員、ポイント数、 <u>ポイントの換算条件等</u> については、その都度 <u>当社</u> が任意に定めるものとします。
—	—	<u>6</u>	<u>1</u>	新規条番追加	<u>第6条(ポイントの合算)</u> 1.ダイナースクラブカードの場合、付帯カードであるビジネス・アカウントカードに加算されたポイントと本会員カードに加算されたポイントを合算することができるものとします。ただし、当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード間でのポイント合算はできないものとします。
—	—	<u>6</u>	<u>2</u>	新規条番追加	2.コーポレートカードの場合、カード使用者のカードに加算されたポイントを代表者に集約される場合があります。
—	—	<u>6</u>	<u>3</u>	新規条番追加	3.SuMi TRUST CLUB カードの場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、SuMi TRUST CLUBカード間でのポイントを合算することができるものとします。
<u>6</u>	1	<u>7</u>	1	<u>第6条(ポイントの通知)</u> 1.ポイントは、ご利用代金明細書に表示することで対象会員に通知します。	<u>第7条(ポイントの確認)</u> 1.利用代金締切日現在で換算された当月ポイント、賞品と交換したポイント、使用可能ポイント(賞品と交換した場合は、その残ポイントをいう)は、当社より送付するご利用代金明細書、当社会員専用オンラインサービス「クラブ・オンライン」で確認できます。また、使用可能ポイントについては、電話による音声自動応答システムでも確認できます。
<u>6</u>	<u>2</u>	—	—	2.対象会員に付与されたポイントの残高(特典と交換した場合は、その残ポイントをいい、以下同様とします。)は前項と同様の方法により対象会員に通知します。	削除

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
<u>6</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	3.利用代金の締切日以降にポイント数の増減があった場合は、 <u>次回発行されるご利用代金明細書</u> のポイント数に反映するものとします。	2. <u>ご利用代金明細書</u> では、利用代金締切日以降にポイント数の増減があった場合、 <u>次月以降</u> のポイント数に反映するものとします。
<u>7</u>	—	<u>8</u>	—	第7条(ポイントの有効期限および繰り越し) ポイントの有効期限はないものとします。対象会員が退会となるまで、ポイントは繰り越されるものとします。ただし、対象会員がカード切り替えをした場合は、ポイントは繰り越されない場合があります。また、対象会員が退会または会員資格を取り消された場合は、ポイントの保有および交換の資格を消失するものとします。	第8条(ポイントの有効期限及び繰り越し) ポイントの有効期限はないものとします。対象会員が退会となるまで、ポイントは繰り越されるものとします。ただし、対象会員がカード切替をした場合は、ポイントは繰り越されない場合があります。また、対象会員が退会または会員資格を取り消された場合は、ポイントの保有および交換の資格を消失するものとします。
<u>8</u>	1	<u>9</u>	1	1.対象会員は、ダイナースが定めた方法により、ポイントをダイナースが定めた賞品及びサービス(以下「賞品」といいます。)と交換することができます。なお、 <u>賞品により、別に交換可能な</u> ポイント数を定める場合があります。	1.対象会員は、 <u>当社</u> が定めた方法により、ポイントを <u>当社</u> が定めた賞品及びサービス(以下「賞品」という)と交換することができます。なお、 <u>カード種別やキャンペーン等により、同一賞品の交換について異なる必要</u> ポイント数を定める場合があります。
<u>8</u>	2	<u>9</u>	2	2.ダイナースは、賞品及びその交換に必要なポイント数を所定の方法により対象会員に告知します。	2. <u>当社</u> は、賞品及びその交換に必要なポイント数を所定の方法により対象会員に告知します。
<u>8</u>	3	<u>9</u>	3	3.対象会員がポイントを賞品と交換したい場合は、 <u>ダイナース</u> 所定の方法により申し込むものとします。	3.対象会員がポイントで賞品との交換を希望する場合は、 <u>当社</u> 所定の方法により申し込むものとします。
<u>8</u>	4	<u>9</u>	4	4.ダイナースは、対象会員からの申し込みに基づき、これが正当なものと認められる場合に、当該賞品を対象会員に提供するものとします。ただし、ダイナースの事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、 <u>ダイナース</u> が当該賞品と同等と認める賞品を提供するか、対象会員がダイナースの提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回するものとします。	4. <u>当社</u> は、対象会員からの申し込みに基づき、これが正当なものと認められる場合に、当該賞品を対象会員に提供するものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、 <u>当社</u> が当該賞品と同等と認める賞品を提供するか、対象会員が <u>当社</u> の提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回するものとします。
<u>8</u>	5	<u>9</u>	5	5. <u>ダイナース</u> が対象会員に賞品を送付する場合、その送付先は原則として対象会員があらかじめ <u>ダイナース</u> に届け出た日本国内の住所に限るものとします。	5. <u>当社</u> が対象会員に賞品を送付する場合、その送付先は原則として対象会員があらかじめ <u>当社</u> に届け出た日本国内の住所に限るものとします。
<u>9</u>	—	<u>10</u>	—	<u>ダイナース</u> は、会員にあらかじめ告知することなく、いつでも賞品及びその交換ポイント数を変更することができるものとします。	<u>当社</u> は、会員にあらかじめ告知することなく、いつでも賞品及びその交換ポイント数を変更することができるものとします。
<u>10</u>	1	<u>11</u>	1	第10条(ポイントデータ提供・利用) 1.ダイナースは、 <u>対象会員からの申し込みを行った賞品によっては、ポイントをダイナースの加盟店などの提携先(以下「賞品提携先」といいます)のポイントシステムに提供</u> する場合があります。	第11条(ポイントデータの提供及び利用) 1.対象会員は、賞品の提供を行う <u>当社の加盟店等の提携先(以下「賞品提携先」という)が提供するポイント交換システム又は利用券等(以下「ポイントシステム等」という)を賞品として選ぶことができるものとします。</u>
<u>10</u>	2	<u>11</u>	2	2.対象会員は、賞品提携先が前項のポイントシステムを <u>利用</u> することに同意するものとします。	2.対象会員は、賞品提携先が前項のポイントシステム等を利用し、 <u>賞品を提供することがある</u> ことに同意するものとします。
<u>11</u>	—	—	—	<u>ダイナースは、業務上知りえた対象会員等の情報を他に漏らすことのないよう、個人情報保護に十分注意を払うもの</u> とします。	削除
12	—	<u>11</u>	<u>3</u>	対象会員は、 <u>ダイナース及び賞品提携先が対象会員の氏名、会員番号、賞品提供先の会員番号等、交換するポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、ポイントの賞品交換に関わるデータ処理のために利用</u> することに同意します。	3.対象会員は、 <u>当社及び賞品提携先が対象会員の氏名、カード番号、賞品提供先のカード番号等、交換するポイント数等の情報を、必要な保護措置を講じた上で、ポイントの賞品交換に関わるデータ処理のために利用</u> することに同意するものとします。
—	—	<u>11</u>	<u>4</u>	新規項番追加	4. <u>賞品提携先のポイントシステム等を利用するにあたり、当社または賞品提携先で別に定めがある場合、対象会員はそれに従うもの</u> とします。
<u>13</u>	—	<u>12</u>	—	対象会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたポイント、ポイント交換権又はポイント交換による賞品の引渡し請求権を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続できないものとします。	対象会員は、理由の如何を問わず自己に加算されたポイント、ポイント交換権又はポイント交換による賞品の引渡し請求権を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続できないものとします。

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
<u>14</u>	1	<u>13</u>	1	1.以下の各号の一つに該当する場合、対象会員は自己に付与されたポイント及び商品との交換権利を喪失するものとします。	1.以下の各号の一つに該当する場合、対象会員は自己に加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。
<u>14</u>	1(2)	<u>13</u>	1(2)	(2)会員がダイナースに対する債務の履行を怠った場合	(2)会員が当社に対する債務の履行を怠った場合
—	—	<u>13</u>	<u>1(4)</u>	新規項番追加	<u>(4)会員がリワードプログラムを不当に利用した場合</u>
<u>14</u>	2	<u>13</u>	2	2.前項にかかわらず、家族会員が退会した場合、対象会員が前項各号に該当しない限り、対象会員に付与されたポイントは存続するものとします。	2.前項にかかわらず、家族会員が退会した場合等、対象会員が前項各号に該当しない限り、対象会員に加算されたポイントは存続するものとします。
—	—	<u>13</u>	<u>3</u>	新規項番追加	<u>3.ビジネス・アカウントカードを退会した場合、対象会員は当該ビジネス・アカウントカードに加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。</u>
14	<u>3</u>	<u>13</u>	<u>4</u>	3.ダイナースが対象会員に賞品を提供した後に、当該賞品に関する権利喪失が確定した場合、対象会員は速やかに当該賞品をダイナースに返還しなければなりません。また、返還に要する費用は対象会員の負担とします。	4.当社が対象会員に賞品を提供した後に、当該賞品に関する権利喪失が確定した場合、対象会員は速やかに当該賞品を当社に返還しなければなりません。また、返還に要する費用は対象会員の負担とします。
<u>15</u>	2	<u>14</u>	2	2.前項にかかわらず、賞品到着後1ヵ月以内に当該賞品において瑕疵が発見され、このことを対象会員がダイナースに申し出た場合、ダイナースは同じ内容の賞品又は同じ交換ポイント数の他の賞品との交換に応じるものとします。ただし、ダイナースの事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、対象会員はダイナースが提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回することをあらかじめ承諾するものとします。	2.前項にかかわらず、賞品到着後1ヶ月以内に当該賞品において瑕疵が発見され、このことを対象会員が当社に申し出た場合、当社は同じ内容の賞品又は同じ交換ポイント数の他の賞品との交換に応じるものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、対象会員は当社が提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回することをあらかじめ承諾するものとします。
—	—	<u>14</u>	<u>3</u>	新規項番追加	<u>3.賞品等に関する保証は、特に明示していない限り、付属されている製品保証書の記載内容に準拠するものとします。また、当社は、賞品の破損、盗難、紛失等、その品質、性能、他の商品との適合性その他いかなる保証も行いません。</u>
—	—	<u>14</u>	<u>4</u>	新規項番追加	<u>4.当社が第9条第5項に基づき賞品を発送したにもかかわらず、会員から転居等の届出がなかったことにより賞品の受取がされなかった場合、当社は賞品を発送した日から一定期間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されない場合があります。</u>
—	—	<u>14</u>	<u>5</u>	新規項番追加	<u>5.前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された鑑賞券、その他期限または期日のある賞品について、当社が賞品を発送したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社は、当該期限または期日の翌日以降にこれを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されません。</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>6</u>	1.対象会員がダイナースから提供された賞品を利用することにより、賞品提携先から受けた物品又は役務にかかわる瑕疵や事故については、対象会員と当該賞品提携先との間で解決するものとし、ダイナースはこれについて一切責任を負わないものとします。	6.賞品提携先のポイントシステム等を利用した賞品、物品もしくは役務に瑕疵が発見された場合、対象会員は、当該賞品提携先との間で解決するものとし、当社はこれについていかなる責任も負わないものとします。
<u>16</u>	<u>2</u>			2.ポイントを賞品提携先が提供するポイントサービスに交換することで、賞品提携先から受けた物品又は役務に関する瑕疵や事故についても前項と同様とします。	削除
—	—	<u>14</u>	<u>7</u>	新規項番追加	<u>7.理由の如何にかかわらず、対象会員は、賞品提携先が提供するポイントシステムへ当社ポイントを移行した場合、当社のリワードプログラムにポイントを戻すことはできません。</u>

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後				
17	1	15	1		改定に伴う条番変更				
17	2	15	2	2.前項の公租公課に関する申告及び納付は対象会員の責任において行うものとし、これについてダイナースは何ら責任を負わないものとします。	2.前項の公租公課に関する申告及び納付は対象会員の責任において行うものとし、これについて当社は何ら責任を負わないものとします。				
18	—	16	—	第18条(賞品の提供の中止) ダイナースはその運営上の事情により、いつでも賞品の提供を中止することができるものとします。この場合ダイナースは会員誌に掲載する等の方法により、あらかじめ対象会員にその旨を告知します。	第16条(賞品提供の中止) 提供賞品が製造中止になった等、当社はその運営上の事情により、いつでも賞品の提供を中止することができるものとします。				
—	—	17	—	新規項番追加	第17条(リワードプログラムの改定及び中止) 当社はその運営上の事情により、いつでもリワードプログラムを改定または中止することができるものとします。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめ会員にその旨を告知します。				
19	—	18	—	ダイナースクラブ リワードプログラムに関する参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、又は賞品提携先へのポイント移行に関する疑義、その他ダイナースクラブ リワードプログラムの運営に関して生ずる疑義は、ダイナースの裁量により決定するものとします。	リワードプログラムに関する参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、又は賞品提携先へのポイント移行に関する疑義、その他ポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決定するものとします。				
20	—	19	—	ダイナースは、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合ダイナースは会員誌に掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。	当社は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。				
ダイナースクラブ リワードポイントへの換算方法についての別表				<p>■ダイナースクラブ リワードポイントへの換算方法についての別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>換算率</th> <th>端数扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円=1ポイント</td> <td>100円未満は切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご利用の加盟店によっては、換算方法が上表と異なる場合があります。また、ダイナース クラブ リワードポイントを加算しない提携カード等は、別の定めがあります。</p>	換算率	端数扱い	100円=1ポイント	100円未満は切り捨て	削除
換算率	端数扱い								
100円=1ポイント	100円未満は切り捨て								